

教育委員会職

平成 5 年 6 月号 (No.515)

特集 教職員配置改善

- 新しい教職員配置改善計画の目指すもの
- 学校教育の新たな課題と教職員配置改善
- 教職員配置改善と都道府県教育委員会の役割
- 教職員配置改善とこれからの学校教育
- 教職員配置改善資料



- 学校事務機器の整備について
- 中学校理科教育設備基準の改訂について
- 理科教育及び産業教育審議会答申—
- 各地の取組事例紹介シリーズ
- 教員免許状の授与状況等について
- 地方教育行政講座
- 平成 5 年春の叙勲 (地方教育行政功労)

6



文部省教育助成局地方課



CONTENTS

もくじ (平成五年六月号)

もくじ・本文 カット 巻島 克之

《法令用語》「委 嘱」 特集 教職員配置改善

《巻頭論文》

新しい教職員配置改善計画の目指すもの	井上 孝美	4
学校教育の新たな課題と教職員配置改善	高倉 翔	10
教職員配置改善と都道府県教育委員会の役割	奥山 浩	18

《教職員配置改善とこれからの学校教育》

教職員配置改善とこれからの高校教育	大野 武夫	26
中学校教育の充実と定数改善	牧野 禎夫	30
小学校教育と定数改善	蓮池 守一	34
特殊教育と定数改善	大石 坦	38
「第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画」に期待するもの	諏訪 秀富	42
二一世紀を展望した学校づくり	榎本 頼兼	46

《資料》

定数改善の歩み	財務課	50
諸外国における学級編制基準及び教職員配置基準	財務課	57
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正等について(通知)	財務課	62

《解説》 学校事務機器の整備について	財務課	97
-----------------------	-----	----

《解説》 中学校理科教育設備基準の改訂について —理科教育及び産業教育審議会答申—	中学校課	102
---	------	-----

《各地の取組事例紹介シリーズ③》 文化芸術の成し得るもの —活性化あれこれ 美術館の建設—	岡山県勝田郡 奈義町教育委員会	104
---	--------------------	-----

《調査・統計》 教員免許状の授与状況等について	教職員課	110
----------------------------	------	-----

《地方教育行政講座》 第一三講 教育委員会事務局と職員	野口 一平	126
--------------------------------	-------	-----

《学校管理Q&A》 不当労働行為	地方課	131
------------------	-----	-----

平成五年春の叙勲(地方教育行政功勞)		133
《通知・通達》 皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀当日における祝意奉表について(通知)		134
皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀に際しての学校における児童生徒への指導について(通知)		136
学校教育法施行規則の一部を改正する省令等について(通達)		137
総合学科について(通知)		145

教育長紹介		151
若千の考察		159
人事異動あいさつ		144
ひとりごと		144

各地の取組事例紹介シリーズ③

文化芸術の成し得るもの —活性化あれこれ 美術館の建設—

岡山県勝田郡奈義町教育委員会
奈義町現代美術館長 鷹取 聡

一 奈義町の位置と現状

地方拠点都市からも遠く離れた、いわゆる草深い田舎に住む者にとって、高度経済成長期以後の都市と農村との格差は著しく大きくなり、その経済性、文化性に正比例して、コンプレックスに近い絶望感は、いよいよ増幅し、低位性を認識せざるをえなくなった。

中でも若者は、都市への加速度を高めていき、かつて農村の二・三男が、生活圈を抜けて慣習的に農村を離れていったパターンは、あつてなく変化し、村を支えていた家に対する存続意識・意義も壊滅的に崩壊していき、廃屋と荒地と化した美田が、夏草の茂るにまかせられて、

物音の聞かれない風景が続いた。

今、村の将来を憂う者の大半は、戦前に生まれ育った世代であって、これらの現象は、彼等に打撃的であった。「私達の世代は親を、家を見捨てることが出来ず、子どもには頼ることが出来ず、家の最後をさびしく見とけなければならぬ。」とはある評論家が言ったが、まさしく、この世代を境にして、物事に対する価値感も、行動も変わってしまった。

奈義町とて例外でなく、これらの世相を甘んじて受けざるを得なくなった。等しく日本列島を駆けめぐる危機感、一方では活路を求め、アイディアを探して奔走するに至った。このままではいけないというあせりもあった。

二 行政主導の方策

そこで、その対策として、従来の企画部門に、新たに「何か」を見つけるべく、独立したセクションを設けることとした。その名を、「活性化対策室」と名付けた。昭和六十二年春であった。

教育委員会も含めた町幹部職員による、活性化委員会を構成し、部局の区別を取りはずしたブレン・集団として、町助役をトップに独自の活動を易囲なものとした。委員会に、「特産物開発」「観光開発」「イベント創出」の三部門の専門部会が置かれ、部会ごとに、研修、討議が繰り返されて、約半年後それらの成果がレポートされた。農村のサバイバル術である。

三部会の報告から、共通したテーマなり、シンボルづくりが提案され、これに基づく部門での再検討を行った。奈義町は、鳥取県境に位置する那岐山があり、その名にちなんで町名としている。この那岐山こそ、将来にわたって変わることのないシンボルであり続けるとの理解に立って、この山を活用するに至った。

一八名から成る活性化委員の提案により、直接的な開

発の他に、別の形で那岐山をPRするものは何かに至り、「絵画」・「書」に託そうというもの、「詩歌」・「小説」による表現等が列記された。

絵画は画家に、書は書家に、それぞれ専門家に委ねることとした。その中でも、書を依頼したのは、人脈により、関西書道界の重鎮、芸術院会員の村上三島氏が決定した。村上三島氏は、本町の意図するところを理解され、快く承諾して、双幅の大作が、委員会に届けられた。

作品は奈義町のロケーションを想いうかべて、唐詩の一節が書かれた。

「鏐月成歌扇 裁雲作舞衣」

那岐山を咀嚼した美しい情景が誰れにも想像できる内容であり、作品も気品に満ちた美しいものであった。

村上三島氏に依頼した中に、那岐山を詠んだ歌があった。幕末の万葉歌人、平賀元義の歌であった。しかし村上三島氏は、漢字においての大御所であり、短歌は、「かな」がふさわしいとの意見があり、関西かな文字の第一人者、故桑田笹舟を紹介された。

「奈義の山峰の白雪かすむなり美作国地春し立つなり」

三 まちおこしに書道展

かくして、書による本町のシンボルづくりは、二大書家の協力により完成した。活性化委員会が検討を始めて一カ年の後であった。

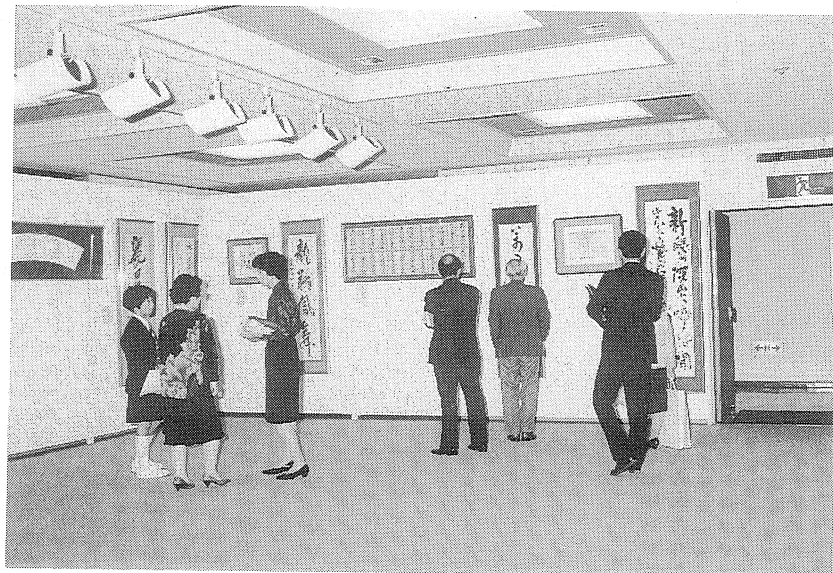
この二大作品を前にして、住民に披露する必要が論じられ、その機会づくりを、書道展に絞った。

これらの作品は、すぐれたものではあるが、二点のみを展示しての書道展ではボリュームに乏しく、町が主催して行うにふさわしいものは、一大書道展と成さなければならなかった。

町おこしとしての書道展をと呼びかけたこのアイディアは、日本の書道界の多くの人びとの協賛を得て、日本芸術院賞受賞作家二名、岡山県を代表とする書家四五名の作品を併せたものとなった。

加えて、村上三島氏の書業六〇周年記念展の二〇点の大作も会場を飾り、「第一回日本現代書道巨匠展」が開催された。昭和六三年一〇月であった。

この書道展に集まった作品は、流派、系統にこだわることなく、名実ともに日本の書道界を代表する書家の作



日本現代書画巨匠展

品が揃い、タイトルのとおり、巨匠展としてオープンした。書道展の企画、運営は教育長をトップとする実行委員会を中心に実質的に教育委員会が行っている。成果は、文化芸術を推進する団体、組織の注目するところとなり、自治体を取り組んだ大規模の書道展が初めてなら、参加者層のはば広い書道展が一カ所で開催されることも初めてであり、県の文化担当課をはじめ、中央関係省庁の認識するところとなった。

中央紙各社のインタビューに対し、「我が町の活性化は、芸術に取り組み、書を通して、『日本一の書のまち』としたい。」と町長は答えた。この書による町づくりも、大いにマスコミを介して、書道関係者の注目を受けたのである。

書道展の開催を契機として、「書の町」の底辺づくりを進めるため、一般住民を対象とした年二回の大規模な書道講習会、小中学生を対象とした公募展を開催してきたところである。

この結果、住民の書道に関する関心が高まり、書道人口も着実に増えてきている。

四 切迫した展示会場の建設

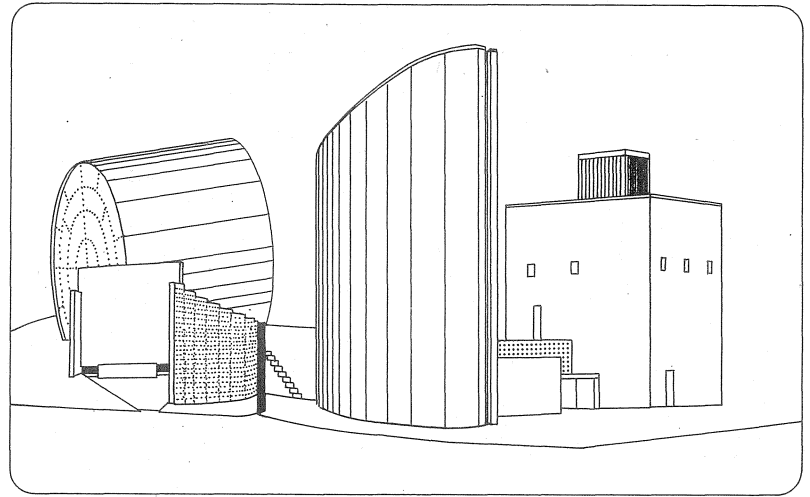
一方、この日本現代書道巨匠展は内容を変えて、回を重ねるに従い、これまで会場として使用してきた文化センターの、ホール、教室、展示室に支障と、各種の問題が生じてきた。

展示用としてのスペースの不足、不向きなこと等に加えて、他行事を制約しての長期間の展示は無理があり、今後大規模の展覧会を継続して行くために、専門のスペースの必要が要求されてきたのである。

おりしも、長期の町勢振興計画の策定に伴い、美術館、図書館の建設が浮上してきたため、これまで将来計画に控えていた、それらの建設が、具体化となって計画された。

美術館建設は、町政施行の最重点施策として、まちづくりの先端をしめて来たのである。文化、芸術の振興策として。

教育委員会では、美術館の役割りとしてきたこれまでの目的のうに、町おこしの経緯による二つの命題のもとに、そのコンセプトを作成してきた。一方首長部局、



奈義町現代美術館完成予想図

教育委員会からなるプロジェクトチームによる協議、研修を重ね、先述の活性化委員会と同様、美術館建設検討委員会を組織した。

美術館に次の構想が出来あがった。

- 一 美術館は、一般的な壁面を持つものでなく、ユニークなものであること。
- 一 話題性を持つ、集客力のある、町の目玉として充分なものであること。

町おこしから始まった、命題に應えるという必須条件であった。

町民から、開設に向けての準備委員、県内外の専門的な知識経験者からなる専門委員の諮問機関のもとに、内容を深めていった。

美術館建設に当っては、広報紙、議会の公開、有線放送等を通して住民のコンセンサスを得る手だてを推進した。建物の設計は、バルセロナオリンピック会場の体育館設計の、磯崎新氏に依頼した。

磯崎氏の設計は、収蔵作品を持たない本町の条件に、新しいコンセプトを示した。常設展のみを有する美術館であった。まず初めに作品があり、作品は三人の現代美

術作家であり、その作品に上屋をつくるという、美術館と作品の一体化が、「奈義町現代美術館」である。これまでの美術館の常識を破ったコンセプトであった。

本町は、この企画を受け入れ、設計者の意図する美術館に向けて建設を始めた。

教会が、人びとの精神的安定の場としての役割をしてきたその機能を、現代は美術館が代行しはじめたといわれる。加えて、美術館での人びとのふれあいが、文化交流の輪を拡張、地域文化が語られ、新しい文化の創出がされはじめている。ここに大きな期待を持ったのである。

この美術館は作品に上屋をつくった美術館であるため、可動性、可変性をいっさい排除した作品だけのものである。

ここが、かつて人々が一生に一度は神参りや八八カ所巡りの巡礼に出かけたような場所となるように、この美術館をとりまく環境整備も、この現代美術館を中心として考えられている。

奈義町の町名となった那岐山が、遠い昔から神山として崇められた聖なる地であるため、この建物の位置は「大地」と称する建物の軸が山頂に延び、「太陽」と称する建

物の軸は、南北に正中しており、「月」の館は、中秋の名月の夜半、二二時における方向の軸となっている。

冒頭紹介した中国山地の小さな町から、新しい文化、芸術の情報が発信され、そこに住む者と、環境が一体となって、国内はもとより、外国からもきつと多数の人びとが訪れて満足するように、その内容を高めつつある。「文化は地方から創出されてきた」といわれるように。

(編集部 注)

一、奈義町は、岡山県の北東部に位置する人口約八千弱の町である。

教育委員会は、元公立中学校長の委員長及び元国家公務員(二名)、元公立小学校教頭、教育長の五名で構成され、事務局の職員は一八名である。

二、なお奈義町教育委員会の取組については、平成四年度の教育委員会活性化シンポジウム(第三ブロック)でも、発表がなされている。

■皇太子殿下の御成婚を謹んでお慶び申し上げます。

六月九日皇太子殿下と雅子様との結婚の儀が厳粛なうちにも華やかにとりおこなわれた。

新しい時代を担うにふさわしい清々しいお二人の門出であった。

■傾きて太し梅雨の手水鉢

虚子

傘が手放せない季節となったが、一方山野の緑は雨季を迎え、日に日に濃さを増している。

空は雲に覆われていても、せめて気分はさわやかにいたいものである。

■今月号は今年からスタートした教職員配置改善特集号とした。

巻頭論文は三名にご執筆いただいた。

井上教育助成局長には、今回の改善計画の意義について説明いただいた。

また、教職員定数の在り方に関する調

査研究協力者として今回の改善に関わってこられた筑波大学の高倉先生と千葉県の奥山教育長には、学校現場、または、都道府県教育委員会が今回の改善計画を踏まえて今後どう取り組んでいくべきかについてご執筆いただいた。

さらに、教職員配置改善とこれからの学校教育について、小・中・高校・特殊学校の各校長会及び市町村教育委員会の代表の方々から寄稿いただいたほか、資料として定数改善のあゆみ、諸外国の編制基準等、関係法令を掲載している。

■そのほか、学校事務機器の整備について、中学校理科教育設備基準の改訂について、各地の取組事例紹介シリーズ（岡山県奈義町）、教員免許状の授与状況、皇太子殿下の結婚の儀関係の通知、さらに高等学校改革関係の通達・通知等を掲載している。

■訂正 五月号66頁中、次の誤りがあつたので、訂正します。

・誤 三月一七日
・正 一一月一七日

平成5年6月10日発行

著作権所有 文 部 省
発行者 文 部 省
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
印刷者 大日本法令印刷株式会社 代表者 田 中 忠
東京都港区西新橋3丁目6番10号

本誌に掲載した記事中、意見にわたる部分については、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。